

議事日程第4号

平成30年6月15日(金)

第1 議案上程(議案第46号から第57号まで及び報告第2号から第6号まで)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会設置、付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	畠山隆之
副事務局長	杉本一也
主席主査	三浦大作
主査	吉田平

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	笠井潤
教育長	栗森貢	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	船木道晴	市民福祉部長	柏崎潤一

観光文化スポーツ部長	藤原 誠	産業建設部長	佐藤 透
教育次長	目黒 雪子	企業局長	木元 義博
企画政策課長	八端 隆公	総務課長	山田 政信
財政課長	田村 力	税務課長	原田 徹
福祉課長	小澤田 一志	生活環境課長	伊藤 文興
観光課長	清水 康成	文化スポーツ課長	鎌田 栄
農林水産課長	武田 誠	病院事務局長	菅原 長
会計管理者	菅原 信一	学校教育課長	加藤 和彦
監査事務局長	鈴木 健	企業局管理課長	太田 讓
上下水道課長	真壁 孝彦	選管事務局長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

午前10時00分 開 議

○議長（吉田清孝君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第46号から第57号まで及び報告第2号から第6号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第46号から第57号まで及び報告第2号から第6号までを一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、船木総務企画部長の説明を求めます。船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） おはようございます。

それでは、私からは議案第46号、第47号及び第52号の3件についてご説明を申し上げます。

まず、議案第46号男鹿市債権管理条例の制定についてであります。

議案書では2ページの方になります。

本議案は、市の債権管理の一元化に伴い、適正かつ効率的な債権処理について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

いわゆる公債権につきましては、一般に5年の時効期間経過により、時効の援用がなくても債権が消滅いたしますが、私債権につきましては、時効期間を経過しても債務者から時効の援用を受けなければ債権は消滅せず、例えば居所不明のものは時効援用としての権利行使が望めないことなどから、現状では徴収見込みのない債権も残ることとなります。この徴収見込みのない債権について、不納欠損処分を行うためには、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決により権利の放棄を行う必要がありますが、大量反復して発生する債権については、効率的な処分が行いにくいことなどから、より効率的かつ適切な債権管理が行えるよう、本条例に基づき一定の債権について放棄することができることとするものであります。

3 ページの方をごらんいただきたいと思います。

3 ページの第7条に規定しておりますが、放棄することができる債権は、国税または地方税の滞納処分の例により処分することができない債権で、120万円以下のものとしております。120万円以下の金額といたしましたのは、議会の指定により市長が専決処分できる損害賠償額の金額と同額としたものであります。この120万円以下の非強制徴収債権について、条例第7条各号に規定しておりますように、消滅時効期間満了、法人の清算結了、死亡相続人不存在などの場合に債権を放棄することができるものであります。

なお、120万円を超える債権につきましては、これまで同様、議会の議決により放棄するものであります。

本条例の規定に基づきまして債権を放棄した場合は、議会に報告しなければならないこととしております。

条例の施行期日は、公布の日であります。

次に、議案第47号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書では7ページからになります。

本議案は、本年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険事業を行うことに伴い、国民健康保険税の税率改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容でございますが、医療給付費分では、現行の所得割11.0パーセント、被保険者均等割2万7,500円、世帯別平等割2万3,500円を、所得割9.4パーセント、被保険者均等割2万5,000円、世帯別平等割1万8,500円にそれぞれ引き下げ、後期高齢者支援金分では、現行の所得割3.5パーセントを3.4パーセントに、また、介護納付金分では、現行の所得割3.3パーセント、被保険者均等割1万円、世帯別平等割7,500円を、所得割2.8パーセント、被保険者均等割9,000円、世帯別平等割4,500円にそれぞれ引き下げるものであります。

8 ページをお願いいたします。

条例の施行期日は、公布の日であります。

また、改正後の条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるものとするものであります。

次に、議案第52号字の区域の設置についてであります。

議案書の19ページになります。

本議案は、秋田県が福米沢本内地区において施工した圃場整備事業に伴い、従来、字の境と定められておりました道路、水路等が排除され、新たな区画に基づいた道路、水路等が設置されたことから、新字界を定めるため、議案書に記載のとおり字の区域を設置するものであります。

この効力は、地方自治法施行令第179条の規定により、換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものであります。

なお、換地処分の公告については、明年2月の予定と伺っております。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、柏崎市民福祉部長の説明を求めます。柏崎市民生活部長

【市民福祉部長 柏崎潤一君 登壇】

○市民福祉部長（柏崎潤一君） おはようございます。

私からは、市民福祉部にかかります議案第49号から議案第51号について、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の11ページをお願いいたします。

最初に、議案第49号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に改正があったことから、市の基準の一部を改正するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次の12ページをお願いいたします。

家庭的保育事業所とは、保育者の自宅や保育のために借りたマンションなどに整備された保育室等で、児童福祉法に基づいた市町村の認可を受けて行われる、ごく小規模の保育事業であり、通称として「保育ママ事業」と呼ばれることもございます。

保育所等の不足している都市部で多く見かけるものですが、男鹿市内においては協本のいずみ幼稚園の中にある事業所内保育がこれに該当しております。

改正内容の一つ目は、他の保育所等との連携についてであります。

家庭的保育事業者は、事業を行う上で他の認可保育所を連携保育所として協定を結ぶことが定められております。今回の改正では、家庭的保育者がやむを得ない理由で保育ができない場合の代替保育において、連携する認可保育所の確保が困難な場合、第2項(1)(2)の要件を満たすとき、これまでの認可保育所よりも規模の小さい小規模保育事業A型事業者もしくは小規模保育事業B型、または事業所内保育事業者、さらにそれと同等と市長が認める事業者と連携することを可能とするものであります。

13ページをお願いいたします。

また、家庭的保育事業者の食事の提供体制において、調理設備、調理員に関する定めについて、乳幼児の食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができるものとして市が認めた場合、外部からの搬入を可能とするものであります。

附則では、条文中の調理設備に係る部分、調理員に係る部分の一部において、経過措置を10年とするものであります。

この条例は公布の日から施行いたします。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第50号男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

今般の第7期地方分権一括法の整備に関する法律の施行に伴いまして、市の条例で引用している法律の条項にずれが生じるため、当該市条例の一部を改正する条例を制定するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページ、16ページをお願いいたします。

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第9項が同条第11項に繰り下がることに伴いまして、本市条例の引用箇所であります第15条第1項第2号中、同条第9項を同条第11項に改め、条文整理するものであります。

施行期日は公布の日であります。

次のページ、17ページをお願いいたします。

次に、議案第51号男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

放課後児童支援員の基礎的な資格について見直しが行われたこと、また、あわせて学校教育法の一部改正に伴い、大学を卒業した者に係る条文を整理するため、市条例の一部を改正するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページ、18ページが改正条例の本文であります。

改正は、第11条第3項第4号において、放課後児童支援員の基礎資格として学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者としているところを、教員免許の更新を受けていないものの取り扱いを明確にするために、資格については(4)で「免許状を有する者」とするものであります。

また、同項第5号において、卒業した者ととともに専門職大学で関連する課程を修めて前期課程を修了した者であれば、資格要件とすることを明確化するものであります。

さらに(10)として、これまでは高等学校を卒業していない者は、放課後児童支援員となるための研修を受講する資格がなく、放課後児童支援員になれない状況でありましたが、5年以上の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者も対象とすることにより、資格要件を拡大するものであります。

この条例は公布の日から施行し、ただし、第11条第3項第5号については、教職員免許法の改正規定の施行期日であります平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わりますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(吉田清孝君) 次に、佐藤産業建設部長の説明を求めます。佐藤産業建設部長

【産業建設部長 佐藤透君 登壇】

○産業建設部長(佐藤透君) おはようございます。

私からは、産業建設部に関する議案第53号及び議案第54号の2件について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書 22 ページをお願いいたします。

はじめに、議案第 53 号市道の廃止についてであります。

本議案は、複合観光施設の整備に伴い、旧踏切部分を市道として管理するため、元浜町新浜町線、延長 150 メートルを一たん廃止するものであります。

24 ページをお願いします。

次に、議案第 54 号市道の認定についてであります。

本議案は、一たん廃止した元浜町新浜町線を、旧踏切部分の 16 メートルを加えて新たに延長 166 メートルとして認定するものであります。

説明は以上であります。ご可決賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、菅原病院事務局長の説明を求めます。菅原病院事務局長

【病院事務局長 菅原長君 登壇】

○病院事務局長（菅原長君） おはようございます。

私からは、議案第 48 号男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の 9 ページをお願いいたします。

本条例は、看護師の処遇改善の取り組みとして、条例で定める男鹿みなと市民病院の夜間看護手当の増額を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

現在、みなと市民病院では、看護師不足に加え、妊娠、子育てやさまざまな理由で夜勤ができない看護師が増加しており、それを補てんするため、ほかの看護師の夜勤回数が増加し、疲弊している状況であります。そのため、夜勤をする看護師の負担に見合う処遇の改善を図るものであります。

次の 10 ページをお願いいたします。

条例の改正文であります。男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例第 8 条第 2 項第 1 号中、午後 10 時から午前 5 時までの深夜の全部を含む勤務の場合、6,800 円を 8,600 円に、深夜の勤務時間が 4 時間以上の場合、3,300 円から 4,200 円に、深夜の勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満の場合、2,900 円から 3,500 円に、深夜の勤務時間が 2 時間未満の場合、2,000 円から 2,400 円に改めるもので、施行期日を平成 30 年 7 月 1 日とするものであります。

なお、この条例の施行の前日に従事し、施行日以後に支給する手当につきまして

は、改正前の条例によるものといたします。

以上で説明を終わりますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。10番佐藤誠君

○10番（佐藤誠君） すいません、通告しないで、今、説明があってちょっと一つだけ伺いたいと思いました。男鹿市の債権管理条例の件ですけども、今この債権条例が発足した場合に、すぐその非強制徴収債権というものが金額が出てくるんじゃないかと思うんですけども、それはどのくらいになるんでしょうか。いわゆるその男鹿市のマイナス部分がどのくらい出てくるものかだけ、ちょっと抑えておきたいのでお知らせ願えますでしょうか。

○議長（吉田清孝君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えいたします。

まず、いわゆる税外収入、税以外の収入の未済額の状況でございますけれども、これは平成28年度決算におきましては、例えば老人ホーム入所者負担金、保育料、市営住宅使用料、さらには災害援護資金貸付金などで4,100万円ほどあります。これらについて、先ほど申し上げましたように、例えば災害援護資金の貸付金につきましては、これは日本海中部地震のときのものでございまして、現状、なかなか時効の援用をとれないといったような形で残っておりますので、これらについて適正に債権を処理するために、今回条例を制定して放棄すべきものは放棄していくというものであります。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。

○10番（佐藤誠君） 終わります。

○議長（吉田清孝君） 10番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第46号から第54号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の設置、付託

○議長（吉田清孝君） 日程第2、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員18人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、議員任期満了の日まで継続審査にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、予算に関する件は、18人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、議員任期満了の日まで継続審査とすることに決しました。

さらにお諮りいたします。議案第55号から議案第57号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号から第57号までについては、予算特別委員会に付託することに決しました。

委員会条例第10条第1項の規定により、予算特別委員会を本日の本会議終了後、議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。6月18日から25日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、6月18日から25日までは議事の都合により休会とし、6月26日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の

報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前 10 時 22 分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第 4 6 号 男鹿市債権管理条例の制定について
- 議案第 4 7 号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 2 号 字の区域の設置について

教育厚生委員会

- 議案第 4 8 号 男鹿市職員の特殊勤務手当に関し条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 9 号 男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 0 号 男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 1 号 男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

産業建設委員会

- 議案第 5 3 号 市道の廃止について
- 議案第 5 4 号 市道の認定について

予算特別委員会

- 議案第 5 5 号 平成 3 0 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
- 議案第 5 6 号 平成 3 0 年度男鹿市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 5 7 号 平成 3 0 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について